

農業委員会だより No.100

農地の貸し借りに関する手続きが変わります

農業経営基盤強化促進法(令和4年5月27日改正、令和5年4月1日施行)から、利用権設定等促進事業が削除されました。よって、利用権設定による貸借等の手続きはできなくなりますのでご注意ください。農地法第3条または農地中間管理事業を活用したもののみとなります。



【これまで】

農地の賃借等の方法は以下の3つでした。

- ①農業委員会の決定を経た上で公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地を貸し借りするもの。(利用権設定)
- ②農地所有者(貸す人)と耕作者(借りる人)の間に、農業農村担い手育成機構(農地中間管理事業)が入って農地を貸し借りするもの。
- ③農業委員会総会への議決を経て、農地法に基づいて農地を貸し借りするもの。



【これから】

令和7年4月1日から、①の利用権設定事業が廃止され、②と③のみになります。

既に利用権設定されているものは、満了日までは有効です。

ただし、移行期間として、令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間については、従前どおり、農業経営基盤強化促進法による利用権設定事業が、活用可能となっています。

令和5年度は周知期間として、これまでどおりの方法で農地の賃借等の手続きを受け付けますが、令和6年度からは順次移行していき、令和7年度に本格的に運用開始予定としています。

農作業中の熱中症に注意！

もうすぐ暑い夏がやってきます。強い日差しが照り付け気温が高くなると、熱中症による事故が増加します。

次の3つのポイントに注意して、熱中症を防ぎましょう。

3つの ポイント 熱中症対策

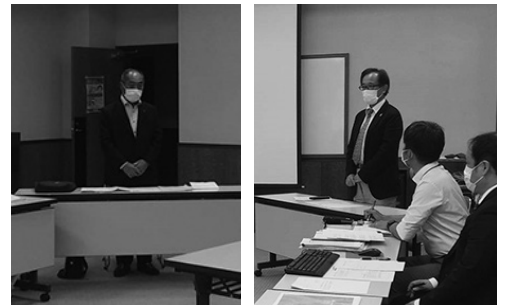
- ①気温・湿度の高い環境を避けて作業しましょう。
- ②作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩をとりましょう。
- ③熱中症対策グッズを活用しましょう。



農業委員会と埴田町長との意見交換会

5月10日、町の農業振興施策に関する意見交換会を行いました。これは、2月24日に埴田町長へ提出した「日野町農業振興施策に関する意見書」の内容を踏まえ開催したものです。

各委員から提言のあった内容とそれに対する町長の回答の一部を紹介します。



●提言1 日野町がんばる地域プランの取り組みの継続を提言します。

令和2年度から6年度までの5か年計画にて取り組んでいる「日野町がんばる地域プラン」について、特産物振興や堆肥の活用など、共助システムの構築を目指して、大きな農家から小さな農家まで幅広く支援する良いプランですので、令和7年度以降も取り組みの継続を提言します。

●回答1 取り組み改善を図り、必要な取り組みについては、継続する方針です。

がんばる地域プランについては、農業委員会をはじめ、町内農業者および各関係機関も参加し、現在、4つのプロジェクトチームにて、取り組みを推進しています。取り組みの改善を図り、必要な取り組みについては継続する方針です。

●提言2 農業を続けていくために規模拡大を要件としない支援を提言します。

担い手の多くがすでに多くの農地を抱え、精一杯、営農に励んでいる中、機械更新がネックとなり、離農する人がいます。そのような人に長く営農を続けてもらい、さらには、守ってきた農地を機械とともに後継者に託しやすくするため、機械更新補助金の規模拡大要件の撤廃をお願いします。当農業委員会としても、国へ働きかけますので、町も協力和独自支援の検討をお願いします。

●回答2 続けるための支援をさらに国へ働きかけ、独自支援も検討します。

近年、徐々に規模拡大を要件としない補助制度に変わってきているため、さらに国へ働きかけていきます。独自支援についても、他市町村での取り組みを参考に検討します。

ひのっこ保育所との交流

4月18日、ひのっこ保育所で、ジャガイモ植え付け体験交流を子どもたちと農業委員会とで行いました。

この交流は、子どもたちに土とふれあい、農業をより身近に感じてもらうとともに、食の安全を学んでもらうことを目的に毎年行っています。

7月には収穫を行い、おいしいジャガイモを使った夏野菜カレーにして、みんなで味わう予定です。



▲ブロッコリーの苗も植えました。愛情をこめて優しく土をかぶせました。

◀農業委員さんに習い、ごつごつダンシャクイモと、ま〜るいメークインを植えました。

